

改正後	改正前
<p>埼玉県医師育成奨学金貸与条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県外の大学の医学を履修する課程に在学する者で、特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内において奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に勤務する医師の育成及び確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p><u>2 この条例において「公的医療機関等」とは、公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。）又は独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関をいう。</u></p> <p><u>3 この条例において「特定医療機関」とは、特定地域の公的医療機関等又は医師の確保が必要な医療機関として知事が定めるものをいう。</u></p> <p><u>4 この条例において「特定診療科等」とは、県内の病院の産科、小児科又は救命救急センター（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。）をいう。</u></p> <p><u>5 この条例において「準特定診療科」とは、県内の病院の外科又は県内の医療機関の総合診療を担う診療科をいう。</u></p> <p><u>6 この条例において「特定期間」とは、第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間をいう。</u></p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる奨学金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p>	<p>埼玉県医師育成奨学金貸与条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県外の大学の医学を履修する課程に在学する者で、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内において奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に勤務する医師の育成及び確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p><u>2 この条例において「公的医療機関」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 この条例において「特定診療科等」とは、県内の病院の産科（診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。）、小児科（診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。）又は救命救急センター（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。）をいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる奨学金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p>

改正後	改正前
<p>一 出身者奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者 イ～ハ (略)</p> <p>ニ 医師免許を得た後、特定地域の<u>公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科</u>に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。</p> <p>二 指定大学奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 医師免許を得た後、特定地域の<u>公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科</u>に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四条～第五条 (略)</p> <p>(貸与の取消し又は交付の停止)</p> <p>第六条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医師免許を得た後、特定地域の<u>公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科</u>に医師として勤務する意思を有すると認められなくなったとき。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(返還等の債務の履行猶予)</p> <p>第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間内において知事が定める期間、奨学金の返還等の債務の履行を猶予することができる。<u>ただし、その者が次条各号のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤</u></p>	<p>一 出身者奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者 イ～ハ (略)</p> <p>ニ 医師免許を得た後、特定地域の<u>公的医療機関又は特定診療科等</u>に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。</p> <p>二 指定大学奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 医師免許を得た後、特定地域の<u>公的医療機関又は特定診療科等</u>に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四条～第五条 (略)</p> <p>(貸与の取消し又は交付の停止)</p> <p>第六条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医師免許を得た後、特定地域の<u>公的医療機関又は特定診療科等</u>に医師として勤務する意思を有すると認められなくなったとき。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(返還等の債務の履行猶予)</p> <p>第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間内において知事が定める期間、奨学金の返還等の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>一 <u>特定地域の公的医療機関に医師として勤務しているとき (特定地域の</u></p>

改正後	改正前
<p><u>務しているとき。</u></p> <p>二 <u>県内の病院に医師として勤務しているとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>三 <u>県外の臨床研修病院（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次条第二号及び第三号において同じ。）において臨床研修（同項の臨床研修をいう。以下同じ。）を受講しているとき。</u></p> <p>四 <u>専門研修（臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で知事が認めるものをいう。次条第一号及び第三号において同じ。）を受講しているとき（第一号及び第二号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>五・六 （略）</p> <p><u>（返還等の債務の当然免除）</u></p> <p>第九条 <u>知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。</u></p> <p>一 <u>特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。</u></p> <p>二 <u>特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間（この期間が二年を超えるときは、二年とする。次号において同じ。）とを合計した期間が特定期間に達したとき。</u></p> <p>三 <u>準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、</u></p>	<p><u>公的医療機関以外の県内の臨床研修病院（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次号において同じ。）において臨床研修（同項の臨床研修をいう。次号において同じ。）を受講している場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しているとき。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>二 <u>県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。</u></p> <p>三 <u>後期研修（埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）第二条第五項の後期研修をいう。）を受講しているとき（第一号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>四・五 （略）</p> <p><u>（返還等の債務の当然免除）</u></p> <p>第九条 <u>知事は、奨学金の貸与を受けた者が、医師免許を得た後直ちに前条第一号に規定する勤務を引き続いてした場合において、その勤務の期間が第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間（次項において「特定期間」という。）に達したときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間（専門研修を受講した期間を除く。）が二年に達したとき。</u></p> <p>第十条～第十二条（略）</p>	<p><u>2 知事は、奨学金の貸与を受けた者で医師免許を得た後直ちに前条第二号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けたもの（同号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予の期間に引き続いて同条第三号又は第五号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けたものを含む。）が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて同条第一号に規定する勤務を引き続いてした場合において、その勤務の期間が特定期間に達したときは、当該奨学金の返還等の債務を免除するものとする。</u></p> <p><u>3 奨学金の貸与を受けた者が、前条第一号に規定する勤務をした期間に引き続いて同条第二号、第三号又は第五号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受け、かつ、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて再び同条第一号に規定する勤務をすることとなった場合においては、その者を、先の勤務の期間と後の勤務の期間とを通じ、引き続き同号に規定する勤務をしている者とみなして前二項の規定を適用する。</u></p> <p>第十条～第十二条（略）</p>